

## 「通称：『認定こども園』設置法」成立の報に接して

先の国会で「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（通称『認定こども園』設置法）」が成立し、10月1日から試行される。

幼稚園と保育園を一元化した、①親の就労状況に拘わらず、教育・保育を一体的に提供、②子育て相談など地域での子育て支援の実施の2要件を満たす施設（保育所、または、幼稚園）が「認定こども園」と標榜することを、行政が認定・承認を与えるよう。

この背景には、国の少子化対策、子育て支援策、男女共同参画事業支援、等々があることは容易に推察できる。

「障害のある子どもに手が掛かり、幼い兄弟（姉妹）たちの育児は疎かになりがち。障害のある子どもの世話で、母親は働きたくても働きにいけないのに、母親は家にいるから専業主婦という理由で、兄弟たちさえ保育所に預かってもらえない。障害のある子どもを育てる母親にとって、地域の子育て支援って何なの？保育所って何なの？」という話を耳にしていただけに、今回の施策はまずは歓迎したい。

だが、ネットでHPやブログ等を検索して覗いてみると、賛否両論が渦巻いているよう。

賛成意見の代表格は、専業主婦の家庭などにも開放される、等々。反対意見の代表格は、現場保育士の負担増からの保育の質の低下、等々。

確かに、人的、物的環境整備、利用料等が各施設に任される等から、施設管理者の意向に左右されて、本当に必要なケースに柔軟に対応できるのかという危惧も抱かざるを得ない点もある。

しかし、施策で全ての問題解決策が整ってから事が進むなんてことはあり得ないだけに、法の趣旨を活かすも殺すも、施設管理者や現場スタッフ、担当行政官の意識と実践に大きくかかっているようにも思う。

もちろん、実践から施策の検証・更なる充実のために、行政等へ多いに問題提起をして行ってもらいたい。

発達障害者支援法でも早期からの発達障害児の支援が謳われ、今度の「認定こども園」も「子育て相談などの地域での子育て支援」を謳っているのだから、当然、地域の障害児の子育て支援も対象のはず。

みなさん、この側面からの法の実質運用はどうなるか、しっかり目を光らせましょう。